

(翻刻)

別紙之通県庁ヨリ御達相成候付村々^江不洩様可
及布告候以上

出庁

十二月三日

五組郷長^江

今般山城国外十一ヶ国ノ内ニテ従来ノ府県ヲ廃シ
更ニ左之通府県ヲ被置候事

但廃府県従前管轄之地所当末年ヨリ物成
郷村等新置ノ府県工可引渡事

今般廃府県ノ官員追^而

御沙汰候迄新置府県知事令参事ノ差図ヲ受ケ

従前ノ庁ニ於事務可取扱事

(中略)

度会県

志摩国一円

伊勢国

多気郡

度会郡

飯高郡

飯野郡

一志郡

紀伊国

牟婁郡ノ内

○

(中略)

和歌山県

紀伊国

伊都郡

那賀郡

名草郡

海士郡 有田郡 日高郡

牟婁郡ノ内

右之通府県被置候二付従前管轄ノ府県ヨリ
地所物成郷村等当末年ヨリ可請取事

但高反別一村限村高等取調大蔵省_江

可差出事

(明治四年)

辛未十一月

太政官